

令和8年度 津山市立北小学校 いじめ問題対策基本方針

めざす子ども（児童）像

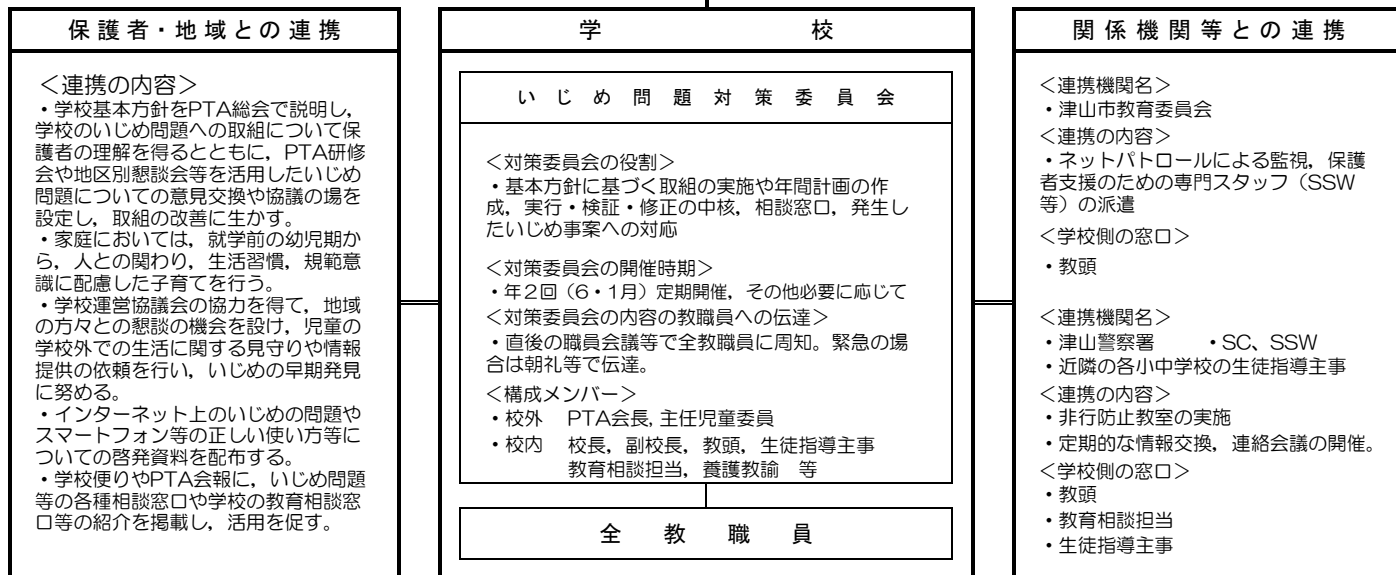
- ・人権を尊重し、身の回りの不合理や矛盾に気づき、自らすすんで解決する子ども
- ・お互いに認め尊重し合い、共に支え合う子ども

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめはどの学級でも、どの子にも起こりうるという危機意識を全職員が共有し、担任に責任を負わせるのではなく、学校全体で兆候を察知する。
- ・学校全体で取組を推進するため、いじめ対策委員会を設置し、生徒指導主事以外の教職員も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・児童の携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者への啓発活動を行う。また、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進め、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施したり、個別の教育相談を実施したりして、教職員間で得られた情報の共有を図る。

<重点となる取組>

- ・メールやネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・「いじめ防止啓発月間」において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・児童生徒のインターネット利用実態を踏まえ、該当学年で情報モラルに関する授業を計画的に実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<p>（教員研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを生まないためには「規律」「学力」「自己有用感」を高めることが重要であることを認識し、研究部だけでなく生徒指導部も積極的に参画した校内研修を行う。 ・教職員の指導力向上のための研修を行い、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>（児童会活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間において、児童会主催で児童自らが企画した、いじめ防止意識を高めるための取組を進める。 <p>（学級づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級づくりを進める。 ・児童がいじめを自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る。 ・児童の訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。 <p>（情報モラル教育）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、該当学年において行う。
② 早 期 発 見	<p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートと教育相談を行い、児童の様子を十分把握しいじめの早期発見を図る。 <p>（相談体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>（家庭への啓発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるための資料を配付し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 ・SC、SSWと連携をし、本人や家庭などの訴えに対し、相談できる環境を整える。
③ い じ め へ の 対 処	<p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けている可能性が明らかになったときは、積極的に認知し、速やかにいじめの事実の確認を行う。 ・けんかやふざけ合いでも、見えないところで被害が派生する場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否か判断する。 <p>（いじめへの組織的対応の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>（いじめられた児童への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>（いじめた児童への指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、背景を把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。 <p>（情報の保管）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。 ・（特に配慮が必要な児童への対応） ・発達障害を含む障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害、自然災害等により被災した児童等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。